



松井特許事務所
S. MATSUI & ASSOCIATES

[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[English](#)

お気軽にご相談ください
03-6770-2124
お問い合わせフォーム

[事務所のご案内](#)

[初めての方へ
\(特許制度のご紹介\)](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

[ホーム](#) > [特許トピックス](#) > [改正法解説](#) > 2 技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止（特許法）

特許トピックス

改正法解説
健康食品と特許
料金の節減制度
早期審査制度
食品の用途発明について

改正法解説

2 技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止（特許法）

従前は、拒絶理由通知を受け取った後に、特許請求の範囲を補正して、補正前とは技術的特徴の異なる発明に変更して、実質的に2つ分の出願について審査してもらうことができる場面も考えられました。審査の負担や出願間の公平の観点からそのような事態を避けるべきであるとの考え方から、改正により、平成19年4月1日以降に出願されたものについては、発明の技術的特徴を変更する補正は、認められないこととなりました（特許法第17条の2第4項）。

[ホーム](#)
[ニュース](#)
[English](#)

[事務所のご案内](#)
[事務所概要](#)
[事業内容](#)
[スタッフ紹介](#)
[アクセス](#)
[各種フォーマット](#)
[リンク](#)

[特許制度のご案内](#)
[特許出願](#)
[実用新案出願](#)
[意匠出願](#)
[商標出願](#)
[外国出願](#)

[料金のご案内](#)

[特許トピックス](#)

[お問い合わせ](#)

Copyright ©2016. All Rights Reserved.